

令和7年度 前期選抜募集要項

福島県立川俣高等学校

福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1
〒960-1401 TEL 024-566-2121

1 アドミッション・ポリシー

本校は、次のような生徒を求めます。

- 1 基礎的な学力を有し、入学後も意欲的に学び続ける生徒
- 2 思いやりをもって他者と接し、基本的な生活習慣が身についている生徒
- 3 多角的に物事をとらえ、意欲的に自己を表現しようとする生徒
- 4 コミュニケーション力を有し、地域との交流に積極的に取り組むことができる生徒
- 5 地域の魅力をよく知り、よりよい地域の在り方について考えようとする生徒

2 募集学科及び定員

対象学科：全日制の課程 普通科

募集定員：40名

【特色選抜】募集定員40名の40%程度とする。

【一般選抜】募集定員40名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

ただし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)の条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

なお、通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 別に本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願手続き及び提出書類

- (1) 志願者は本校における特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 上記(2)以外の者は、下記の書類を直接、本校校長に提出する。

- ① 入学願書（上記(2)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(2)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

5 学区外からの出願

- (1) 「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による出願は次のとおりとする。
- ① 本校の学区内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)が居住する場合においては、県外を含む学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。
 - ② 出願方法
 - ア 県内からの出願の場合
上記「4 出願手続き及び提出書類」(2)又は(3)に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
 - イ 県外からの出願の場合
上記「4 出願手続き及び提出書類」(2)又は(3)に加え、他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）及び身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
- (2) その他
- ① 上記(1)により本校へ入学する者については、隣接学区から通学する場合以外の者については、本校の学区内に住所を異動し「住民票の写し」を入学までに本校へ提出する。
 - ② 川俣町長が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は川俣町から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。
 - ③ 保護者の転勤等に伴う一家転住等により学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

6 出願期間及び願書受付

- (1) 令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願書類受付後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書の写しをとっておくこと。
- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、又は所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (6) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。また、前記以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。その際、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料は返還しない。

7 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、祝日は受け付けない。

その他、出願先変更の手続きは「令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」による。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

○志願してほしい生徒像

本校は地域とともにある学校として、地域資源を活用した探究・体験を通し、地域社会に貢献する人材の育成に取り組んでいる。また、小規模校の強みを生かし、生徒一人ひとりに応じたていねいな指導により、進路希望の実現を図っている。

本校アドミッション・ポリシーを理解し、以下①及び②のいずれにも該当する生徒を広く県内外から求める。

① 中学校在学中に、様々な分野において積極的に取り組んだ生徒

② 本校入学後も、様々な分野において積極的に取り組もうとする強い意思を持つ生徒

なお、様々な分野とは、学級活動、生徒会活動や委員会活動、学校行事や校外活動、部活動や地域クラブ活動等を指す。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は5教科とし、合計250点満点とする。傾斜配点を行わない。

② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、中学校在学中に積極的に取り組んできたこと、高校入学後に組みたいこと、将来への抱負について本人が具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計75点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を3倍とした180点を加え、満点を255点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、満点を165点とし、合計420点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、670点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という）を資料とし、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は5教科とし、合計250点満点とする。傾斜配点を行わない。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計75点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍とした120点を加え、満点を195点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、満点を55点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜と一般選抜を併願する者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

10 学力検査・面接等

(1) 学力検査

① 日時 令和7年3月5日（水） 9時00分～15時10分

② 日程 ア 受付 8時30分～8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

ウ 学力検査 9時00分～15時10分

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
50分	20分	50分	20分	50分	60分	50分	20分	50分

③ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 会場 福島県立川俣高等学校

⑤ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷や分度器（分度器機能を有する定規を含む）、検査の趣旨に反する公平・公正を欠くもの（三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆等）は使用できない。

⑥ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

(2) 一般面接・特色面接

① 日時 令和7年3月6日（木） 9時00分～12時30分（予定）

② 日程 ア 受付 8時30分～8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

ウ 面接 9時00分～

※ 終了時間は志願者によって異なるが、面接順によっては昼食をはさんで午後までかかる場合がある。志願者数が確定次第、面接の終了時刻及び昼食の必要の有無について、事前にファックスで在学（出身）中学校長あてに連絡する。中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、個別に連絡をする。

③ 会場 福島県立川俣高等学校

④ 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

⑤ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

11 追検査等

(1) 追検査の対象者

追検査等の対象となる志願者は、以下の①～③のいずれかに該当する者とする。

① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠

席した者

- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等のやむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 追検査等の実施と合否判定

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(3) 追検査「学力検査」

- ① 日 時 令和7年3月11日(火) 9時00分～14時45分

ただし、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ② 日 程
ア 受 付 8時30分～8時40分(受付場所は旧生徒昇降口)
イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
ウ 学 力 検 査 9時00分～14時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

- ③ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ④ 会 場 福島県立川俣高等学校

- ⑤ 持 参 物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷や分度器(分度器機能を有する定規を含む)、検査の趣旨に反する公平・公正を欠くもの(三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆等)は使用できない。

- ⑥ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

(4) 追検査「一般面接・特色面接」

- ① 日 時 令和7年3月12日(水) 9時00分～12時30分(予定)

ただし、令和7年3月11日(火)に追検査「学力検査」が行われない場合は、3月11日(火)に追検査「一般面接・特色面接」を実施する。

- ② 日 程
ア 受 付 8時30分～8時40分(受付場所は旧生徒昇降口)
イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
ウ 面 接 9時00分～

- ③ 会 場 福島県立川俣高等学校

- ④ 持 参 物 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

- ⑤ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

(5) 追検査の受験

追検査の一部を受験する場合の日程や面接の終了時刻等については、確定次第、事前にファックスで在学(出身)中学校長あてに連絡する。

(6) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受検願(所定の様式)を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(7) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

12 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
提供日時：令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後2時まで
提供場所：事務室窓口
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等学校感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（所定の様式）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。